

ヤスクニ・レポ 215

戦後72年の8月—9月以降の責任課題を覚えて

代表 西川重則

1

戦後七二年、日本国憲法施行七〇年の今年の八月は、私にとって大変な月である。八月一五日の午前中から八月二〇日の午後まで四回の集会在り予定され、それぞれの集会にあって憲法改正(改悪)、戦争法強行採決などに直面している日常生活が従来と異なり、ある時は徹夜のために平常のように帰宅することができないような異常な事柄と言うべきか初めて国会に宿泊を余儀なくされたこともある。

安倍首相による悪法の連続と言っても言い過ぎとは思われない現状である。そのような戦後史にあって、今年の八月は私の場合、八月一五日に午前、午後の集会、八月一九日、二〇日の連続二回の講演を行った。幸い、四回とも、集会は想像以上に参加者は多く、学び合う機会となり、九月以後の緊急課題に対する有意義な学びとなり、参加者にとって秋以後のためによい備えができたのではないかと考えている。

第一回目の平和遺族会全国連絡会の集会において、尊敬する小西洋之参議院議員・立憲フォーラムメンバーによる「憲法九条を破壊する安倍改憲を阻止する方策」と題するすばらしい講演を聞くことができた。私は平和遺族会全国連絡会の代表として短い時間であったが、戦後七二年、憲法施行七〇年の今年にあっての現状報告と今後の課題についての基調報告をすることができた。講演に対しては参加者による質問も多く有意義な集会となった。

第二回目は夕方の六時三〇分からだが、「許すな改憲! 大行動/八・一五実行委員会主催」で、「改憲 戦争絶対に許さない八・一五集会」と題し、「憲法は国益と排外に屈するのか」という重要なテーマの集会が開かれ、毎年のことだがコントの松元ヒロさん、講演の鶴飼哲さん(一橋大大学院教授、哲学者)、そしてユニークな例年来日される韓国からの「民主労総ソウル地域本部による労働者が世界を動かす—ゼネストの現場から」と題する今日にふ

さわしい課題についての報告とすばらしい力強い訴えがなされた。私はいつも集会の基調報告を依頼され、「平和遺族会全国連絡会」の代表および国会傍聴一八年の日本で唯一と言われる体験者として「改めて問う一戦争は国会から始まる」と題し、訴えた。

第三回目は、八月一九日(土)に、国立市公民館講座室で、『わたしたちの憲法』の著者であり、国立市在住の者として、従来学習集会として第四九回目の講演「日本国憲法施行七〇年にあたって私たちの憲法に習熟しよう」という演題を与えられ、参加者からの熱心な質疑に対し応答をし、貴重な学び合いの時を持った。私の講演の内容が、〈八・一五〉の時の小西洋之民進党議員の訴えと本質的に同じ日本国憲法第九条と一体関係と言ってもよい憲法「前文」の「日本国民は、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と書かれた所を重視し訴えられたことは、改めて私自身現在および秋以降の憲法改正(改悪)がある緊急事態に対峙すべき決意を改めて心に刻んだものであり、国会の厳しい現状にあって、沈黙が許されない秋以後の責任課題を参加者一同と確認し合うよい機会となった。

2

第四回目の集会も私の講演として、国会の今後の責任課題を直視し、主催者側の希望と質的に同質と言うべき内容の講演—今年の八月集会のまとめとも言える「第一部『ヤスクニ神社って何だろう?』、第二部『戦争は国会から始まる—国会傍聴を一八年間続けて』」と題するテーマを与えられ、基本的に分かりやすく、若い参加者にも今後を期待することを訴えた。もちろん先輩の高齢の参加者にも訴えつつ、共なる戦いの意義をくり返し訴え、参加者の方々も講演者の私の報告・訴えに賛成の思いを持たれ、散会となった。

「ヤスクニ神社って何だろう？」というテーマは文字通り、若い方々はもちろんのことであるが、易しい「ヤスクニ神社って何だろう？」というタイトルの通り、ヤスクニ神社についての私がくり返し述べている歴史・伝統・文化について初めてお聞きになられた人々もおられると思つてのことであり、改めて来たる一〇月七日(土)の午前一〇時から午後三時三〇分までの私の靖国神社のガイドにも初めて参加される方々がおられるように聞いている。

講演の中でも、靖国神社問題は有事法制下の靖国神社から有事体制化の靖国神社になっている日本の現在の政治状況に注意され、無関心ではすまされない戦争国家日本への変質過程に有識者・主権者・有権者のひとりびとりが日本の戦前・戦時・戦後の歴史に学び、アジアの視点に立って、私たちの責任課題に真剣に取り組むべきことを夢忘れないように申し上げておきたい。

私の著書はもちろんのことであるが、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」、「東京新聞」など時々コメントを依頼されるが、「クリスチャン新聞」、「キリスト新聞」にも私の文章が読者に期

待されていることを率直に申し上げておきたい。特に最近では「クリスチャン新聞」に七月から八月にかけて何回も文章が依頼されているので、是非読んで欲しいと思っている。

さて、秋以後の憲法改正(改悪)、共謀罪成立その他の国会の動向は臨時国会が終わらなければ不明だが、本来の憲法政治(日本国憲法第九九条)の動向は信じられないことは明白である。しかし、はっきりしていることは、私たち自身の責任課題である。私自身は夢と思われているかも知れないが、小異を残して大同につく一万人集会を開きたいと願っている。憲法改正(改悪)問題、私の主張である「戦争は国会から始まる」ことを許さない理論と運動についての訴え、講演を依頼されれば、どこにでも出かけて国会傍聴一八年の貴重な体験を生かして、改憲阻止によるアジアの視点に立った日本国憲法の習熟・平和な日本の形成をめざす訴えに力を入れたいと願っている。最後に私の大好きな諺を記して終わりたい。「戦争の最初のぎせいは真実である」、「国家権力に対する不断の警告は自由の獲得となる」(二〇一七年八月二一日)。

2017年7月21日例会奨励「刻印を受けさせ」

ヨハネの黙示録 13:16-17 星出卓也牧師 (日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

この箇所にはあらゆる者に刻印が押され、その刻印から逃れる者を徹底して許さない様。ふるいにかけても、塵一つ落ちることを許さない様子が強調されています。「**小さい者にも、大きい者にも**」という言葉は、両極端のものをあえて挙げて「**全部の者**」ということを表現するユダヤの表現方法です。それが念入りに何度も色々な角度で表現されているのです。「**小さい者にも、大きい者にも、富んでいる者にも、貧しい者にも、自由人にも、奴隷にも**」。ここまで念入りに、この表現を用いて「**すべての人**」という意味を表現するのは並々ならない強調です。最後に「**すべての人々に**」と書いているだけで十分に意味は通じるのに、あえてここまで念入りに書いたということは、ネズミー匹漏らさない、刻印から免れる例外を一人として逃さない徹底ぶりを強調しています。

「刻印」とは奴隷が押される刻印がすぐにイメージされます。そこに意味されているものは、「私の所有」ということです。この刻印についてもっと具体的に17節で「**獣の名である**」とあります。それは獣のもの。もっと言えば「**これらはすべてサタンの所有なり**」という意味を主張しているということです。

かつての戦時下の日本においても、神社参拝、伊勢参拝、宮城遥拝、御真影や天皇の直筆が入った教育勅

語への拝礼を要求する奉戴式、学校におかれた奉安殿への拝礼。すべて例外を許しません。子どもだって、幼児だって容赦しない。今日の君が代強制も一人も例外を許さない恐ろしい徹底ぶりです。

さて、そのようにすべての人に徹底される刻印が押されない人がいます。本日の箇所は8節の「**地に住む者で、ほふられた小羊のいのちの書に、世の初めからその名の書きしるされていない者はみな、彼を拝むようになる**」ということと対応しています。ここにおいても「**キリストの所有**」を現しています。

小羊のいのちの書にしても、獣の刻印にしても、誰の目にも肉眼で目に見えるものではありません。しかしすべての人に分かる。それは17節に「**また、その刻印、すなわち、あの獣の名、またはその名の数字を持っている者以外は、だれも、買うことも、売ることもできないようにした。**」とあるように、職を奪われ、生活の術を失い、社会からも排除されるということを表わしているものです。まさにその困窮こそが、小羊のいのちの書に名を記されていることの目に見える現れとなることだったのでした。その現れは実に苦難と労苦と飢えと渇きと涙。主の労苦を共にすることこそが我がアイデンティティーを確かめること。その表れは主の労苦を共に苦しむことだったのでした。